

令和4年度九州森林管理局事業評価技術検討会 議事概要
(令和5年度新規採択事業に係る事前の評価)

1. 日時 令和5年2月22日(水) 10:00~11:30
2. 場所 九州森林管理局 4階 第2会議室
3. 出席者 技術検討会委員 藤掛委員長、寺岡委員、黒川委員
九州森林管理局 森林整備部長、計画保全部長、企画調整課長、治山課課長補佐
森林整備課長、専門官(災害調整担当)、監査官、監査係、企画調整係
4. 議題 森林整備事業(森林環境保全整備事業)
球磨川森林計画区、大分西部森林計画区、大淀川森林計画区、大隅森林計画区
5. 議事概要
(専門官(災害調整担当)より事前評価実施地区一覧表及び個票等について説明、その後に質疑応答)

(委員)

1-26 ページの木材生産等便益の計算式の記号について、「@」で主伐材と間伐材とも同じ記号となっていることから、「V t 主、V t 間」と同じように、「@主、@間」とした方が良いのではないのか。

(九州局)

林野庁作成の様式であるため、林野庁に伝えることとする。

(委員)

チェックリストの3ページ(3)③のC評価の判定基準である「事業計画区域内での森林災害は現在まで発生していない」については、最近の災害傾向からすればCに該当するものが無いと思うので、項目として意味をなしていないのではないのか。

また、小項目の「被害地等の早期復旧」という観点からすれば判定基準項目としてはCではなく、「—: 該当しない」が良いかと思う。

(九州局)

林野庁作成の様式であるため、林野庁に伝えることとする。

(委員)

例えば、1-15 ページを見ると、スギとヒノキの複層林と記載があるが、今回の計算から出てきたものなのか。それとも、以前から記載があったのか。

(九州局)

以前から計算していたものである。

(委員)

これはいわゆる複層林施業をしているところということか。

(九州局)

そのとおりである。

(委員)

二酸化炭素の吸収量の係数が以前と変わったようだが、どこかに根拠があるのか。また、1-33 ページにあるDの容積密度を見ると、スギは0.310、スギ複層林は0.350となっているが、「日本温室効果ガスインベントリ報告書」には違う数字が載っていたと思ったが、現在の報告書の数字で間違いはないのか。

(九州局)

便益計算の様式は林野庁全体で同一様式と決まっていることと、毎年見直していることから数字には相違ないと認識している。

(委員)

林道の新設と改良ごとに計算されている便益集計表について、この表を見た時に環境保全便益の森林土壌蓄積分が0になっている。1-35 ページの説明の中で炭素固定便益は405千円とのことだが、集計表では森林土壌蓄積分が0となっているのはなぜか。

(九州局)

炭素固定便益は、森林整備事業については、1-15~17 ページにある樹木固定分と森林土壌蓄積分を足し合わせた数字が1-3 ページ目の森林整備事業の便益集計表に挙がってきているが、路網整備事業では、「中区分」に「森林整備促進便益」の中の細区分に「炭素固定便益」等が計上されている。

(委員)

そうすると、林道の新設と改良ごとに計算されている便益集計表の環境保全便益だけではなく、水源涵養便益、山地保全便益の箇所には全て数字が入っておらず、集計において合計だけが足されているような気がするから、全体として挙げている項目と個別に挙げている項目は違うのか。

(九州局)

森林整備事業と路網整備事業では便益を計上する区分が異なっており、水源涵養便益等は直接ではなく森林整備促進便益の中に計上されている。

(委員)

全ての便益計算を行っているわけではないと思うが、今回の表には挙がっていない一般交通便益、森林の総合利用便益、災害等軽減便益を仮に計算したらどのくらいになるのか教えて欲しい。

(九州局)

アクセス時間短縮等便益や災害時迂回路等確保便益を算出したことはあるが、なるべく路線毎の便益をバラつかせない方が良くと判断し、同じ便益に集計させることから計算はしていない。例えばアクセス時間短縮等便益や災害時迂回路等確保便益をいれると、1億円ほどの開設工事で0.6程度となっていた路線のB/Cが1.5程度となる。

(委員)

間伐について、1-26ページを見ると、木材市場価格の小丸太の平均ということで7千円と記載されているが、価格が低い気がする。利用間伐して出すのであれば、小丸太でないような気がするので、実勢にあう価格、例えばそのシステム販売の実績を使用するなど現状に合った数字にするべきだと考える。

(九州局)

次回から、より実勢に近い価格を算出することとする。

(委員)

間伐を行うと便益が上がるが、正直、高齢級の間伐を繰り返していると、主伐材の材積を減らすのではないかと思う。間伐を行うと便益が増えることは理解できるが、高齢級間伐が増える中では違和感を覚える。

(九州局)

高齢級間伐に関する意見については、林野庁へ伝えることとする。

(委員長)

意見が出尽くしたようなので、これまでの説明を踏まえ、技術検討会による意見の取りまとめを行いたい。

事前の評価においては、「事業の必要性、効率性、有効性が認められることから、本事業の実施は妥当と判断される。」として取りまとめてよろしいか。

(委員)

異議なし。